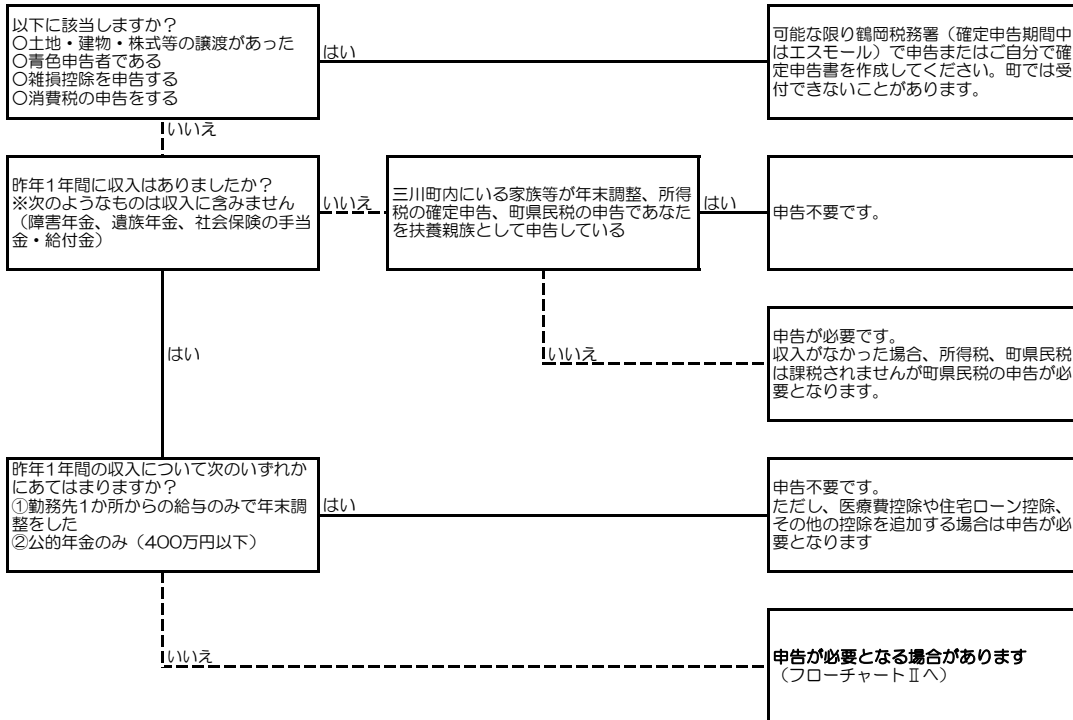


【参考】申告要否フローチャート

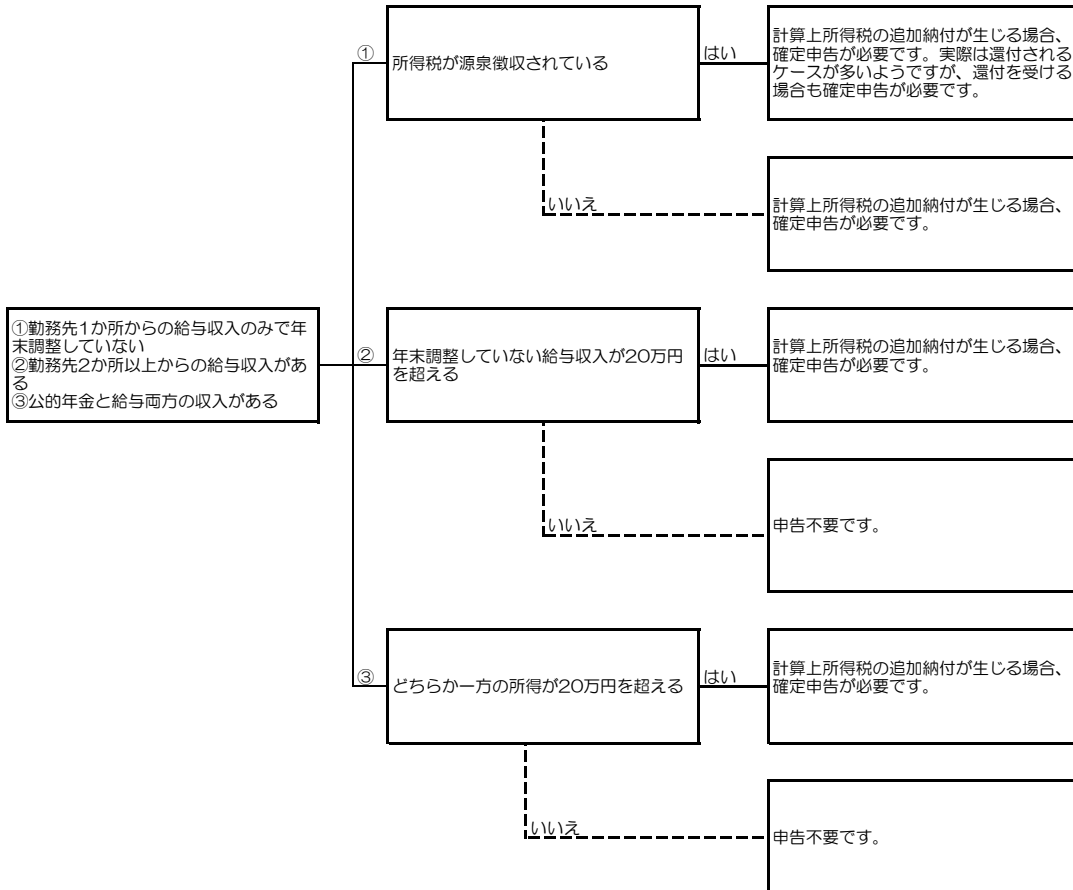
申告される方は町の申告会場にお越しくださるか、ご自分で税務署に確定申告書をご提出ください。町の申告会場では、職員が世帯全員の収入状況を聞き取りしながら、所得税の確定申告と町県民税の申告いずれの申告をすべきか判断の上、その場で申告書を作成します。自分が申告すべきかどうかについては、以下のフローチャートを参考としてください。

【フローチャートⅠ】



【フローチャートⅡ】

営業・農業（委託を含む）・不動産（地代・家賃）・雑（個人年金や報酬・謝金等）・土地建物譲渡の収入がある方は必ず申告が必要です。計算上所得税の納税・還付が生じる場合は所得税の確定申告、生じない場合は町県民税の申告となります。それ以外に申告が必要な方については以下のフローチャートを参考としてください。



※いずれも計算上所得税の還付が生じる場合は、必須ではありませんが確定申告をすることで還付金を受け取ることができます。
※給与収入について、いずれの場合も町に給与支払報告書が提出されなかった時は申告が必要です。